

神奈川県寄附金返礼事業者説明会（平成28年3月9日） 当日質問事項

問1 参加申込資料のダウンロードはどこでできるか。

答1 神奈川県の次のHPからダウンロードできます。

<http://www.pref.kanagawa.jp/cnt/f80022/p1004943.html>

問2 複数の事業者のプログラムを組み合わせる観光協会が代表して申込してもよいか。→Yes

答2 かまいません。但し、この場合、県からの連絡・支払いは申込者になります。

問3 いくら寄附したかに関係なく、寄附者は①～③の返礼品を自由に選べるのか。→No

答3 下記のとおりです。

3万円未満	:	返礼品の設定なし
3万円以上5万円未満	:	①9,000円の返礼品
5万円以上10万円未満	:	②15,000円の返礼品
10万円以上	:	③30,000円の返礼品

問4 利用期間が6ヶ月とあるが、寄附者にはどのように周知するのか。

答4 寄附者が返礼品を申し込む際に確認できるようにHPで周知します。また、各利用券にも記載をお願いします。

問5 夏休み等、利用時期を考えて返礼品を選ぶ方もいらっしゃると思います。寄附の申込から発送のデータが届くのにどのくらいかかるのか。

答5 1週間程度を予定しています。ただし、寄附が集中した場合はこの限りではありません。

問6 寄附者に最短で手元に届けられるように、利用券を県から直接発送するのはどうか。

答6 利用券を一旦県が購入することとなるので、事務手続き上課題が生じるため、現時点では考えていませんが、今後の状況で検討します。

問7 申込時に、利用希望日、人数等の情報もいただけると、利用の見通しが
できるのがありがたい。

答7 寄附申し込み時にそれらの情報の記載を求めるなど、検討したい。

問8 県に対する請求兼報告について、締め日に決まりはあるか。

答8 月末締めで、翌月10日までに請求兼報告書の提出をお願いします。

問9 同様の利用券の発行がかなりあるので、県の方だけの利用状況のみを把握
するのは困難である。

答9 既存の利用券とは異なる利用券の発行をお願いしたい。または、利用券
に印を付けるなど、工夫して利用状況の確認をお願いします。

問10 返礼品の制度は4月1日開始とのことだが、4月10日からの利用開始設
定も可能か。

答10 HP上には4月1日から開始しますが、利用期間を4月10日からに設定す
ることや、発送は4月10日からとHP上で記載することで対応します。

問11 体験型プランとあるが、アドバイスをもらいながら申込をすることはで
きるか。

答11 各事業者の考えるかながわの魅力を盛り込んだ形でまず申請していただ
き、必要に応じてアドバイスをさせていただきます。

問12 体験型のアクティビティと神奈川の名産品の組み合わせは必須か。

問12 利用券だけでも可能ですが、寄附者に最大限かながわの魅力を伝えたい
ため、できれば神奈川の名産品も加えただければと思います。

問13 土日、繁忙期等の日程、季節によって、利用日の金額が異なるのだが、
県にはどのように請求すればよいか。

答13 別紙1に記載していただいた申し込み内容により、県支払額が定まりま
すので、内容(請求額)の異なるものについては、それぞれ申し込みをお
願いします。

問14 宿泊単体での設定はできないということだが、どうしてか。

答14 寄附者が宿泊することに加えて、体験型ツアー等に参加することにより、
神奈川の魅力をより感じていただきたいと考えているためです。

問15 いろいろなアクティビティの組み合わせで、多くのプランを提供できるが、全部HPに載せてもらえるのか。

答15 プラン数は制限しませんが、寄附者が返礼品を選ぶ目線で考えると、厳選されたものが掲載されている方が効果的と考えます。

問16 一律、月末までの有効期限で利用券を発行しているのだが、可能か。

答16 6ヶ月の期間で設定していただければ問題ありません。超える場合は関東財務局への確認をお願いします。